

環境学委員会環境政策・環境計画分科会(第 25 期・第 5 回)

日時： 2022 年 2 月 6 日(日)10:00-12:00

会場： 遠隔会議 (ZOOM)

出席者：

分科会委員：大塚直 (委員長), 大沼あゆみ, 栗山浩一, 桑野園子, 高村ゆかり, 春山成子, 馬奈木俊介,
村上暁信, 渡辺浩平, 大久保規子

議題：

- (1) 報告者 大塚直委員長 (早稲田大学法学部教授)
テーマ「わが国における循環管理政策の展開」
- (2) その他

議題

- (1) 大塚直委員長から「わが国における循環管理政策の展開」をテーマに、循環管理政策を推進する際の法的仕組み、これまでの循環管理政策の展開、関連法制の体系、個別法の内容、循環型社会基本法の内容、課題、今後の循環管理政策の展開について話題提供された。本議題については以下のような意見交換がなされた。
 - 馬奈木委員：補助金が経済的政策のように扱われてきた、といった日本における政策、制度展開の歴史がよく理解できた。様々な課題がある中で、今後は競争原理が働くような CE のような形で展開させていく必要があるのだと思う。ヴィジョンと実質効果のバランスが難しいと思うが、ヴィジョンを先行させつつ適切に展開できている国があれば教えてほしい。
 - アメリカが該当するという考え方もあると思うが、国土が広大であるなど問題を扱う背景が大きく異なるのでどの程度参照できるかについては疑問がある。中国にはもともと循環経済の発想があったようである。
 - 大沼委員：CE について、経年であまり回っているかどうかを判断できるような指標はあるのか。指標がないとうまく進んでいるかどうかを判断できず、モニタリングの点でも、修正についても判断ができない。資源生産性のような概念は評価の中でどのように使われているのか。
 - 循環基本計画の中で資源生産性も使われており、重要なものではあるが、期待しているようには機能していない。リサイクル材の需要を高めるという点についてはプッシュ型からプル型に転換させる必要があるとされている。しかし日本ではあまりミニマムコンテンツの議論は進展していない。特に、家電の多くが海外から輸入されている現状ではなかなか進まない状況にある。
 - 渡辺委員：食品ロス削減推進法の話はなかったが、体系の中には位置づけはないのか。またプラ新法では産廃、一廃の扱いが混在していて対応が明確になっていないがその点はどう考えるか。3 点目として、日本の廃掃法は循環社会構築を考えると対応できていない部分がある。CE を推進するという方針の中では発生抑制の観点が薄いと思っているがいかがか。
 - 食品ロス削減推進法はプログラム法とも言われているので今回は入れていなかったが関係

するものである。プラ新法は対象を広げたというところを評価したいと思う。CE は産業政策との統合で議論がなされている中で、競争政策の点もそうだが発生抑制の観点を入れ込めていないというのは指摘の通りだと思う。

- 桑野委員：社会の中でどう受容されているかが重要で、レジ袋の有料化などに関しても消費者に適切に説明をしていくことも重要だろう。
 - 今回のプラスチック新法でもそうだが、レジ袋の件でも今まで自由にできたものが規制されるという点については反発が多い。また目的が不明瞭だったというのも課題だろう。
- 春山委員：最終処分、埋め立てという項目が一番末端に出てきている。最終処分は廃棄物処理の中でどう位置づけられているのか。地方ではよく産業廃棄物が積み上げられている。
 - 最終処分については廃棄物処理法の中で一括して扱っている。産業廃棄物については豊島の問題のような不法投棄の問題があったので、現在の法制度はかなり厳しいものになっている。ただし以前に積み上げられてしまった産業廃棄物についてはまだ多く残存しており、その点については問題が残っている。
- 高村委員：全体の問題意識に強く賛同する。レジ袋については評価が色々あるが、小額でもインパクトが大きかったというのは政策の効果としては大きかったとも評価できる。政策の実効性という点で考えるとところが多かった。質問としては、資源投入の最小化が重要だと思うが、この方針に各個別法を沿わせることが重要になると思うがその点についての展望をお聞かせいただきたい。また循環型社会構築に向けては、カーボンニュートラルをトリガーとして、一度全体の設計を見直すべきではないかと思うがいかがか。ただ資源のフローをマネジメントする制度が既にあるなかで、見直しをするとすればどのような戦略が可能かについても教えてほしい。
 - カーボンニュートラルとの関係も重要になっており、トリガーとなり得ると思う。また循環型社会と CE は少し違うという認識も共有されつつある。今後は循環基本法にカーボンニュートラルや CE の話を入れ込んでいく必要があると認識している。ただし基本法の改正の際に後退が生じないように注意する必要がある。全体のヴィジョンを深めていきながら、循環基本法の内容を改めていきたいと思っている。ただそもそも話として、省庁連携が最も大事な話なので、法律ができれば良いというだけの話ではないという点には注意する必要がある。個別法の点は、建設や自動車、小型家電などには判断基準を入れ込んでいくことが発生抑制については必要だと考えている。
- 大久保委員：質問が 3 点ある。抛出金制度が容り法のところであったが、産業界全体が今後どう流れていくのか。次に地域循環をできるところでは回すようにするものだが、地域内だけでは回せない場合にはアジア圏など広域で考える必要があると思うが。3 点目は焼却を減らしていくという点について、カーボンニュートラルは別として、焼却自体は合理的なものであり更にそれを発電にも使用しているというのは極めて合理的であるという産業界側の考え方もあると思う。その点をどう思われるか。
 - 容り法の対象であったものをプラ法の対象に移っていくことがあると、容り法の意義が小さくなっていくかも知れない。ただプラ法の方でも費用負担を規定すべきと思っているので、そうならないようにしたいと思っている。広域での循環という点については海外諸国との連携については検討が始まっているが、アジアは EU とは違うので同じようには展開でき

ないと考えている。第3点はそのとおり。

(2) その他

- 次回以降の議論の進め方について議論を行い、以下のような意見が出された。
 - これまで循環を主なテーマにしてきたが、温暖化についても扱いたい。
 - 再生可能エネルギーについても温暖化との関連で議論できるといい。
 - サステイナブル小委員会の議論は見解が示される予定。
 - テーマを絞らず、回ごとに違うものを扱ってもいいのではないか。
- 議論を経て次回は温暖化対策について議論することとして、国際的な問題点や再エネを中心に高村委員に話題提供して戴くことが確認された。次回は3月、4月を目処に日程調整を行うこととされた。

以上